

箕面市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施

要綱

(平成二十三年九月三十日訓令第五十三号)

改正 平成二十四年三月三十日訓令第二十九号

改正 平成二十五年三月二十八日訓令第二十一号

改正 平成二十八年十二月十六日訓令第五十一号

(目的)

第一条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）その他関係法令に基づき、「指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者であった者、当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者」、「指定障害者支援施設等の設置者、指定障害者支援施設等の設置者であった者、当該指定に係る施設等の従業者であった者」に対して行う自立支援給付対象サービス等の内容及び自立支援給付に係る費用の請求等に関して行う指導並びに監査についての基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第二条 前条の目的を達成するため、指導は、指定障害福祉サービス事業者、当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者、指定障害者支援施設等の設置者及び当該指定に係る施設等の従業者であった者に対し、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第八号）及び大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例（平成二十四年大阪府条例第百八号）（以下これらを「指定基準」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）（以下これらを「報酬算定基準」という。）に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図ることを方針とし、監査は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者であった者、当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者、指定障害者支援施設等の設置者、指定障害者支援施設等の設置者であった者及び当該指定に係る施設等の従業者であった者の自立支援給付対象サービス等の内容及び自立支援給付に係る費用の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

（体制）

第三条 指導及び監査は、健康福祉部広域福祉課が行う。

（指導及び監査の実施方法）

第四条 指導は、集団指導及び実地指導の方法により行う。

2 集団指導は、指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）を必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習会の形式により行う。

3 実地指導は、指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等の

事業所において実地に行う。

4 監査は、利用者に対する虐待が行われたことを疑うに足りる理由があるとき、指定基準又は報酬算定基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき、実地指導等を行っても改善がみられないとき、正当な理由がなく指導を拒否したとき、その他自立支援給付対象サービス等の内容や自立支援給付に係る費用の請求について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるときに随時実施する。

5 指導及び監査の具体的な実施方法は、別に定める。

（関係行政機関との連携及び協力）

第五条 指導及び監査の実施に当たっては、対象となる障害福祉サービスを運営する法人を所管する関係行政機関と連携して行い、指導及び監査後の措置に際しても必要に応じて協力を求める。

（指導事項）

第六条 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導事項は、次のとおりとする。

- 一 人員、設備及び運営に関する事項
- 二 自立支援給付に係る費用の請求に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（結果の講評）

第七条 実地指導の結果については、必要に応じて、関係者に対し講評を行う。

（指導の結果の通知）

第八条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、指定障害福祉サービス事業者等に対し、文書により通知する。

（改善報告書の提出）

第九条 指導の結果、文書により指示した事項については、指定障害福祉サービス事業者等から改善報告書の提出を求める。

（監査後の措置）

第十条 監査の結果、利用者に対する虐待、指定基準又は報酬算定基準の重大な違反事項若しくは自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付に係る費用の算定及び請求に関する不正又は著しい不当な事項があると認められる場合、所要の措置を行う。

（委任）

第十一条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成二十三年訓令第五十三号）

この要綱は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十四年訓令第二十九号）

この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年訓令第二十一号）

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月十六日訓令第五十一号）

この要綱は、訓令の日から施行する。